

令和7年度版

社会教育委員のしおり

三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課

目 次

I 社会教育とは

- 1 社会教育とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 生涯学習と社会教育・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 新しい時代の社会教育・・・・・・・・・・・・・・ 4

II 社会教育委員の役割

- 1 社会教育委員制度のあゆみ・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 社会教育委員とは・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 社会教育委員の職務・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 4 社会教育委員の責務・・・・・・・・・・・・・・ 11

資 料

- 1 教育基本法（抄）・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 社会教育法（抄）・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を
条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令・・・・・・・・ 20

1 社会教育とは

(1) 社会教育のあゆみ

わが国の近代的な社会教育行政は、明治時代の初期に「通俗教育」という名称ではじまった。

明治44年に文部省通俗教育調査委員会が発足したが、この委員会の任務は次の事項を調査・審議することであった。

- ① 読物の編集と懸賞募集、通俗図書館・巡回文庫、展覧会事業
- ② 幻灯の映画・活動写真のフィルムの選定・調整、説明書の編集
- ③ 講演会、講演資料の編集等

大正8年、文部省に社会教育所管の課が初めて設置され、同10年には、文部省官制の改正により「通俗教育」に代わり「社会教育」の名称が使用されるようになった。また、大正13年、文部省に社会教育課が設置されたが、同課の事務分掌をみると次のとおりで、今日の社会教育行政に近づいていることが分かる。

- ①図書館及び博物館、②青少年団体及び処女会、③成人教育、④特殊教育、⑤民衆娯楽の改善、⑥通俗図書認定

大正14年には、各都道府県に社会教育主事及び社会教育主事補を置くことが制度化された。さらに、昭和4年には文部省に社会教育局が創設され、昭和7年には社会教育推進機関として社会教育委員の設置が奨励されるなど、社会教育行政が一段と強化された。

戦後の社会教育は、地域復興を目指しながら、自発的な学習を基盤とすることから始まった。

昭和24年6月、社会教育法が制定され、社会教育に関する国と地方自治体の任務が明らかにされた。また、25年に図書館法が、26年に博物館法が制定されるなど、社会教育に関する法の整備が図られた。

社会教育法の内容は、①国及び地方公共団体の任務、②地方公共団体の事務、③社会教育関係団体、④社会教育委員、⑤公民館、⑥学校施設の利用などからなっており、その後昭和26年に社会教育主事の規定が追加された。

昭和40年代以降は、社会構造が大きく変化し、社会教育に対する住民の欲求も多様化・高度化した。それに伴い、社会教育事業は、住民の自主的活動が活発化するとともに、マスコミやカルチャーセンターなどの民間企業によっても活発に行われるようになった。

平成2年には、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」が制定され、各自治体において生涯学習振興のための施策が行われるようになった。

今日、社会教育、学校教育、家庭教育は、生涯学習の理念のもと、それぞれの役割を果たすとともに、その機能を総合的に発揮させることにより生涯学習社会を築くことが求められている。とりわけ、社会教育は、生涯学習社会における中核的な役割を果たすものとして期待されている。

（２）法律における定義

ここで、「社会教育」の定義について各法律の条文をもとに示してみる。「社会教育」という言葉は、現在、広く一般的に用いられているが、この言葉の意味は必ずしも誰もが同じように受け取られていない状況である。教育基本法においては、次のように定義されている。

【教育基本法】

（社会教育）

第 12 条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体において奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

ここで、社会教育は国及び地方公共団体によって奨励されるべきことが示されている。これは、社会教育行政は強制的に行われるものではなく、「奨励行政」であることを明記しているものである。また、国及び地方公共団体においては、社会教育施設の設置や学習の機会の提供等をとおして社会教育の振興に努めなければならないことが定められている。

一方、社会教育法においては、「社会教育」は次のように定義されている。

【社会教育法】

（社会教育の定義）

第 2 条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

社会教育法では、学校の教育課程として行われる教育活動を除いたものが社会教育であると、控除法で定義しているのが特色である。また、同条後半では「主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動」と定義されている。組織的とは教育する側にある程度、意図的、計画的、継続的な意図があるとともに、学習者側にも学習意図がある状態を示している。したがって、個人の偶発的な学習については、社会教育行政の対象とはなりづらい。

昨今、家庭教育力の低下が指摘されており、社会教育委員の会議でも家庭教育に関して審議される場面が多くなっている。そこで、家庭教育を社会教育の一部として考える見方があるが、家庭教育は家庭における私的な営みとして行われるものであり、この条文に示されているような組織的な教育活動とは言えず、社会教育とは別のものとして考えるべきである。だが、望ましい家庭の機能や子どものしつけなどに関する学習機会の提供等は、成人教育の一分野であって、家庭教育支援という視点で社会教育行政が関わっているところである。

2 生涯学習と社会教育

(1) 生涯学習について

昭和40年にパリで開かれたユネスコ成人教育推進国際委員会において、ポール・ラングランにより「生涯教育」が提唱された。これは、変化する社会においては学校における学習だけでなく、生涯にわたる学習が求められるようになり、誰でも、いつでも、どこでも学習ができるよう、家庭教育、学校教育、社会教育、企業内教育などの、すべての教育活動を関係づけて、教育体系を構築していく基本理念を示したものである。

後に、学習者主体の表現が望ましいという考えから、「生涯学習」という言葉で浸透するようになった。教育基本法においては、生涯学習の理念として次のように示されている。

【教育基本法】

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(2) 生涯学習と社会教育の関係について

上述のように、生涯学習の理念は、家庭教育、学校教育、社会教育などの、全ての教育機会を生涯に役立つように組み立てる上位の概念である。したがって、生涯学習＝成人の学習、さらに、生涯学習＝社会教育、だと考えるのは大きな間違いである。生涯学習は社会教育のほか、学校教育や組織的に行わない自己学習なども含み、社会教育より広い活動を対象とする概念である。生涯学習と社会教育の関係については、図1のとおりである。

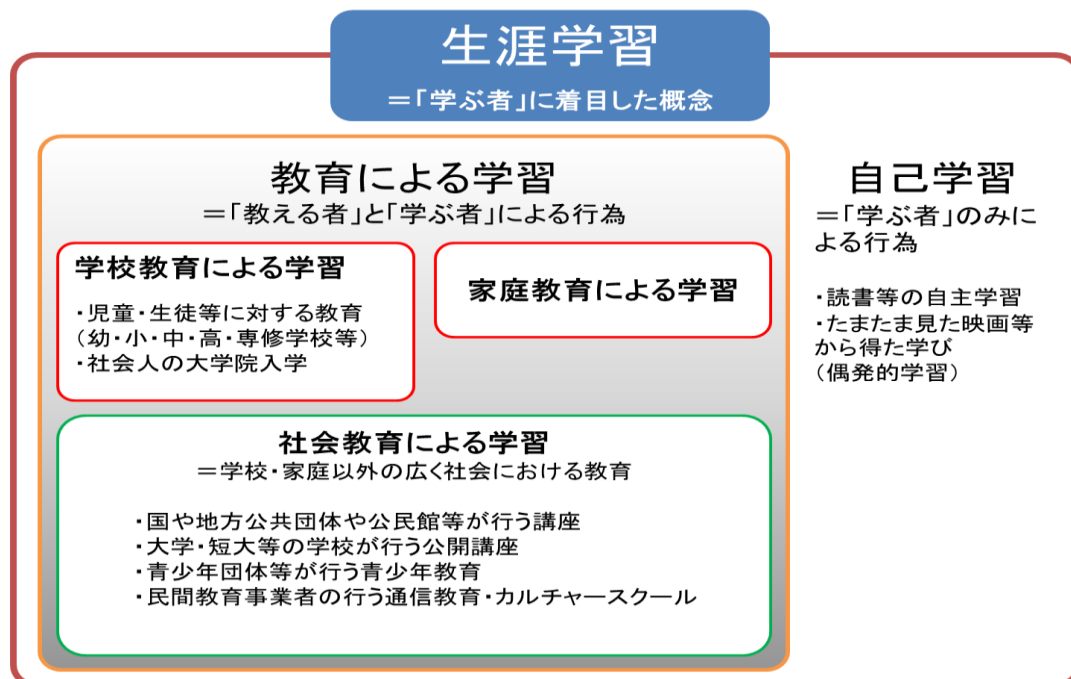


図1 生涯学習の概念図（出典：文部科学省資料に基づき作成）

3 新しい時代の社会教育

(1) 地域学校協働活動の推進

少子高齢化や人口減少の進展など社会情勢が変化する中で、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化により、住民同士のつながりの希薄化や地域の教育力の低下が危惧されている。また、いじめや不登校、子どもの貧困問題など子どもを取り巻く環境は、複雑化・多様化しており、学校だけでは問題を解決することが困難な状況になってきている。

こうしたことを鑑み、平成27年12月に出た中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創成の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」により、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進すること、そのために従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤に、新たな体制として「地域学校協働本部」を整備すること等が提言された。

ここでは、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを学校が地域住民と共有し、一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」への転換と、学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」の推進を実現することで、「学校づくり」と「地域づくり」の相乗効果が期待されている。

平成29年3月には、社会教育法の改正により「地域学校協働活動」が明文化され、地域住民や学校関係者との連絡調整や協働活動の企画・調整を担う「地域学校協働活動推進員」が法律に位置づけられた。

(2) 社会教育に期待される役割と方向性

社会教育を取り巻く環境の変化を受け、文部科学省生涯学習政策局が設置した「学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議」が平成29年3月に出した「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて論点整理」によれば、これからの社会教育に期待される3つの役割と2つの方向性を示している。

【3つの役割】

① 地域コミュニティの維持・活性化

多世代交流を通じた地域の絆づくり、学びの成果を生かした地域づくりを通じた地域コミュニティの維持・再構築に貢献するとともに、社会教育施設においては、施設の特性に応じて、交流人口と地域活性化に寄与すること。

② 社会的包摂への寄与

高齢者、障害者、外国人、困難を抱える人々など、すべての住民が孤立することなく、地域社会の構成員として社会参加できるような社会的包摂に寄与すること。

③ 社会の変化に対応した学習機会の提供

社会の変化に対応した学習機会の提供と、人々が生涯を通じて健康で生きがいを持って暮らすための学習ニーズに応えること。

【2つの方向性】

① 官民パートナーシップによる社会教育の推進

行政による学習機会の提供のみならず、NPO、大学、企業等の多様な主体による学習機会の提供にも着目し、社会全体における学習機会の確保と拡大を図ること。社会教育行政においても、多様な主体と連携・協働し、住民の多様なニーズに応じた学習機会を提供すること。

② 持続可能な社会教育システムの構築

持続可能な社会教育システムの構築を図るため、民間の資金やノウハウを活かした社会教育施設の運営・整備の促進を図ることや社会教育分野への官民の教育投資の促進を図ること。そのために、PDCAや効果の見える化を進め、効果的・効率的な社会教育を展開すること。

つまり、今後の社会教育においては地域コミュニティの維持・活性化に貢献していくことが大きな役割となる。

そのため、「地域課題解決学習」^{注1}を社会教育に位置付け、公民館等においてその推進を図ることにより、住民の主体的参画による持続可能な地域づくりに貢献することが求められている。地域学校協働活動の中でも、子どもたちが「地域課題解決学習」に参画することにより、住民とともに地域課題やその解決方法を実践的に学ぶことができ、地域の歴史や文化、産業などについて理解を深め、地域への愛着や誇りが育まれるなど、子どもたちの成長につながることを期待される。

注1 「地域課題解決学習」とは、地域住民が地域コミュニティの将来像や在り方を共有し、その実現のために解決すべき地域課題とその対応について学習し、その成果を地域づくりの実践につなげる「学び」

また、人生100年時代を迎える中、平成30年12月に出た中教審答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」では、個人の充実した人生の実現や持続可能な地域社会の創造に向けた社会教育の在り方が示された。

この答申によれば、高齢化や少子化が進む現代において、社会教育は個人の成長と地域社会の発展に重要な意義と役割があると位置づけ、社会教育を基盤とした「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」が一層重要であるとした。その上で、社会教育の現状を踏まえ、新時代の社会教育の方向性として、住民の主体的な参加のためのきっかけづくり、ネットワーク型行政の実質化、地域の学びと活動を活性化する人材の活躍による「開かれ、つながる社会教育」を提示した。

その具体的な方策としては、次の4点を挙げている。

- ① 学びへの住民の主体的な参加のためのきっかけづくりの推進
- ② 多様な主体との連携・協働の推進
- ③ 多様な人材の幅広い活躍の促進
- ④ 社会教育の基盤整備と多様な資金調達手法の活用等

社会の急激な変化と個人の多様性が増す中、各々が社会を担う当事者としての自覚を高め、学びを通じて、つながりを深め、地域の課題に向き合いつつ地域独自の強みや特色を生かした取組を進めることが、元気で明るい多様な地域社会の共創につながると答申では締めくくられている。

さらに、令和2年9月に中教審生涯学習分科会が出した「第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」では、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた社会教育の在り方も含め、社会の変化や課題を踏まえた新しい時代の社会教育に関する基本的方向性や推進方策について、幅広い視点からの議論が取りまとめられている。

この議論の整理によると、社会教育は、個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割を持つものであり、その要となるのが、学びの場を通じた住民相互の「つながり」であるとしている。

学びを通じて地域課題の解決に取り組む場合、教育委員会だけでは完結せず、首長部局、産業界、大学・専門学校、民間団体など、様々な関係機関と「つながり」を持ちながら連携・協働し、一体となって取り組むことが求められている。

また、コロナ禍において、従来のような対面での学びの機会を作りにくい状況の中で、学びを止めず、人と人が「つながり」続けられるようにするためには、ICT等の技術を活用した新たな形での取組を積極的に推進していくことが有効であり、対面による「つながり」と、新しい技術を活用したオンラインによる「つながり」、両者をうまく組み合わせることにより、豊かな学びが実現することが期待されている。

そして、学習者も含めた社会教育関係者が、様々な「つながり」を通じて、可能な範囲での創意工夫や改善を進めていくことによって、新しい時代に求められる社会の実現に大きく近づくものと考えられるとまとめられている。

最後に、令和3年6月には文部科学省総合教育政策局より、先述した議論の整理を踏まえ、特に高齢者などの世代や地域等によってデジタル・ディバイド（インターネットやパソコン等のICT機器を利用できる者と利用できない者の間に生じる格差）が生じないように、公民館等の社会教育施設が地域の実情に合わせて、デジタル活用支援に向けた学びの場を柔軟に運営し、その活動を活性化されるよう依頼する通知が出されている。

（３）「教育振興基本計画について」について

人生100年時代、Society5.0^{注2}の到来、DX^{注3}の急速な進展、新型コロナウイルス感染症への対応など、社会が急速な変化を続けており、VUCA^{注4}の時代とも呼ばれる予測困難な時代を迎え、中教審生涯学習分科会第10期及び、第11期において、未曾有の社会状況の出現や社会の構造変化に対応する生涯学習・社会教育の在り方について検討を行った。令和4年8月に中教審生涯学習分科会が出した「第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」では、生涯学習・社会教育においては従来の基本的な役割に加え、ウェルビーイング^{注5}の実現、社会的包摂の実現、デジタル社会への対応、地域コミュニティの基盤づくりといった役割について提示し、次の振興方針も示した。

- ①公民館等の社会教育施設の機能強化、デジタル社会への対応
- ②社会教育主事、社会教育士等の社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
- ③地域と学校の連携・協働の推進
- ④リカレント教育^{注6}の推進
- ⑤多様な障害に対応した生涯学習の推進

これらを踏まえ、令和5年6月に教育振興基本計画を閣議決定した。教育振興基本計画とは、平成18年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画で、今後5年間の国の教育政策全体の方向性や目標、施策などを定めている。平成20年7月に初めての教育振興基本計画を策定し、以降、5年おきに第2期、第3期計画を策定した。今回の計画が第4期である。地方公共団体において、教育振興基本計画や教育大綱を策定する際には、国の教育振興基本計画を参酌することとされている。

この計画では、コンセプトとして「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、今後の教育政策に関する基本的な方針として次の5つ示し、16の教育政策の目標、基本施策及び指標を示した。

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

マルチステージの人生生涯にわたって学び続ける学習者の育成の一つとして、社会人の学び直し(リカレント教育)をはじめとする生涯学習の必要性を示した。

②誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

共生社会の実現に向けた教育の考え方の一つとして、障害のある人々への生涯学習機会の提供の充実を示した。さらに共生社会の実現に向けた教育の方向性の一つとして、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進するなど、学び手、学校、保護者・地域住民等それぞれのウェルビーイングが高まるよう三者が一体となって推進することを示した。

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成の他、公民館等の社会教育施設の機能強化、社会教育人材の養成と活躍機会の拡充、生涯学習社会の実現、障害者の生涯学習の推進を示した。

④教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

各学校段階における教育DXの推進の一つとして、公民館や図書館等の社会教育施設におけるデジタル基盤の強化やデジタル教育の充実を示した。

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、社会教育施設等の整備の一つとして、社会教育施設については利用者の学習機会の充実の観点から、デジタル基盤を強化することを示した。

注2 「Society5.0」とは、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)のこと。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を目指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

注3 「DX」とは、デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation)の略称。「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」や「情報通信に関する現状報告」においては「企業が外部エコシステム(顧客、市場)の劇的な変化に対応しつつ、内部エコシステム(組織、文化、従業員)の変革を牽引しながら、第3のプラットフォーム(クラウド、モビリティ、ビッグデータ/アナリティクス、ソーシャル技術)を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通して、ネットとリアル両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出し、競争上の優位性を確立することとされている。

- 注 4 「VUCA」とは、Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の頭文字を取って「VUCA」と呼ばれる。
- 注 5 「ウェルビーイング」とは、個人的な状況評価や感情の状態を表す「幸せ（happiness）」とは異なり、個人のみならず個人を取り巻く「場」が持続的によい状態であることまでを含む包括的な概念。
- 注 6 「リカレント教育」とは、学校教育を修了した後、社会人が再び学校等で受ける教育のこと。職業から離れて行われるものか、職業に就きながら行われるものかを問わず、職業に必要とされるスキルを身につけるためのリスキリングや、職業とは直接的には結びつかない技術や教養等に関する学び直しを含む概念として用いる。

Ⅱ

社会教育委員の役割

1 社会教育委員制度のあゆみ

社会教育委員の制度は、昭和 7 年に文部省が全国の市町村に社会教育委員を設置することを勧奨したことに始まる。この時の社会教育委員は、現在の社会教育主事の任務の一部を担当する社会教育の実践機関としての性格をもち、活発な活動を展開していた。人数も、当初は市に 20 名ぐらい、町村に 10 名ぐらいが委嘱されていたが、暫時増員され第二次世界大戦中には全国で 12 万名に達した。

戦後、新しい社会教育の理念に沿った社会教育委員の設置を促進すべく、昭和 21 年に文部省は地方庁に通知した。

この通知によると、都道府県と市町村の社会教育委員の任務は次頁のように規定されている。

○都道府県の社会教育委員の任務	地方における社会教育の振興に関する具体的な諸方を審議し、必要な助言を行い、当該地方における社会教育の視察奨励を担当する。
○市町村の社会教育委員の任務	市町村内の社会教育の実践的活動を任務とする。

つまり、都道府県の社会教育委員は、審議機関の機能と実践機関の機能を併せ持ち、市町村の社会教育委員は、実践的な機関としての機能を持った。

その後、昭和 24 年社会教育法の制定にともない、社会教育委員は、法律に基づき設置されることになった。また、社会教育委員の職務も、従来の実践機関としての性格がなくなり、審議機関としての性格のみを持つものとなった。次いで、昭和 34 年には、社会教育法の一部改正が行われ、市町村の社会教育委員の職務に、青少年教育についてのみ助言と指導ができる指導的機能が付加され、現在の社会教育委員の姿となった。

文部科学省の「社会教育調査」によれば、令和 3 年 10 月 1 日現在における社会教育委員の設置状況は表 1 のとおりである。

表 1 社会教育委員の設置状況

令和3年度社会教育調査

区 分	組織数 (団体)	設置数 (団体)	設置率 (%)	設置人数 (人)	内 男 (人)	内 女 (人)
都道府県	46	45	97.8	613	309	304
市(区)	813	783	96.3	9,757	6,053	3,704
町	738	725	98.2	7,293	4,779	2,514
村	182	164	90.1	1,184	783	401
組合等	15	7	46.7	104	77	27
計	1,794	1,724	96.1	18,951	12,001	6,950

県内各市町の社会教育委員の設置状況は、全市町においてそれぞれの条例に基づいて設置しており、現委員の総数は278名（令和7年2月28日現在）である。

2 社会教育委員とは

社会教育行政は奨励行政・助成行政であるため、人々の意志や地域の実情から遊離しては成り立たないものである。そのため、社会教育行政に住民の意向や地域の実情が反映されるよう、行政外の立場からの意見を取り入れるための仕組みが社会教育委員の制度である。

社会教育委員については、社会教育法の第15条から第18条において規定されており、都道府県及び市町村の教育委員会が委嘱を行う。委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌し、当該地方公共団体の条例で定めることとなっている。これは、平成25年6月14日に公布（平成26年4月1日施行）された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成25年法律第44号。「第3次一括法」）により、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたことに伴うものである。条例では、委嘱の基準のほかに、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項を定めることとなっている。

社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準

- 学校教育関係者
- 社会教育関係者
- 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 学識経験のある者

3 社会教育委員の職務

社会教育委員の職務とそれを行うための態様については、社会教育法の第17条により規定されているが、簡単にまとめると次のようになる。（条文はP18）

【教育委員会の諮問機関としての職務】

- ①社会教育に関する諸計画を立案する
- ②教育委員会に意見を述べる
- ③必要な研究調査を行う

【社会教育関係者などへの助言・指導】（市町の社会教育委員）

- ④青少年指導に関し、社会教育関係者などに助言と指導を行う

①社会教育に関する諸計画を立案する

この諸計画とは、年間事業計画等だけでなく、社会教育推進計画等の指針や方針のように広く捉えるべきものである。教育委員会の諮問を受けなくても、社会教育委員が自主的に特定の課題について調査、審議し、建議・意見具申・提言等として教育委員会に意見を述べる場合が多い。この場合、委員個人としてよりも、委員の合議において決定する方が望ましい。

②教育委員会に意見を述べる

教育委員会の諮問に対しては、委員個人でなく会議を開いて意見を集約し述べることとされている。このときに集約された意見は「答申」と呼ばれ、建議や意見具申と比して政策形成に強く結びつくものとなる。また、社会教育法第17条第1項において、「教育委員会に助言する」とされているが、これは社会教育委員が教育委員会の諮問機関であり助言機関でもあるということである。

同条第2項においては、社会教育委員は教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができることが保障されている。

③必要な研究調査を行う

社会教育委員には、上の二つの職務を遂行するための研究調査が認められている。意識調査の実施や、施設や活動の視察等を通して地域の実情を把握することが求められている。

④社会教育関係者などへの助言・指導（市町の社会教育委員）

これは、昭和34年の社会教育法の一部改正において追加されたものであり、これにより社会教育委員は諮問機能に加えて指導的機能を持つことになった。当時は、青少年教育の重要性が増す中で、社会教育主事や青少年指導員等の設置が不十分だったために設けられた条項である。現在この条項に基づく委嘱を受けることは少なくなっているが、そのかわりに青少年教育に関する建議や提言を出してその充実を図っているところが多い。

4 社会教育委員の責務

(1) 積極的な研修

社会教育委員は、市町の社会教育に関する状況や人々のニーズを知ることがもちろん、社会教育関係法規の理解、国・県・市町の施策の状況等の情報を知ることが求められる。そのためには、日常的な自己研修が必要であり、事務局から提供される資料や社会教育関係の専門誌のほか、インターネットの活用も重要な情報収集の手段となる。このような自己研修と併せて、委員同士の情報交流や、全国レベル、ブロックレベル、県・市町レベルごとに設けられている研修会への参加なども大切である。また、ある課題について委員が小グループを作って、調査研究や先進地の視察を行っているところもある。

三重県社会教育委員連絡協議会では、県内4ブロックにおいて、県内の社会教育委員及び行政担当者を対象としたブロック別研修会を実施している。また、三重県生涯学習センターにおいても、多くの社会教育関係者に対する充実した研修を実施しており、社会教育委員として必要な情報を得る機会となっている。

(2) 民意を施策に結びつける取組

地方分権や規制緩和により、地域の実情に即した施策の展開が行われるようになってきたが、もともと社会教育行政は社会教育委員の制度をはじめとして、民意を行政に反映させる仕組みを当初から持っており先導的であるといえる。教育委員会からの諮問がなくても、自ら時宜を得た審議テーマを設定し、十分な審議を行い、提言として積極的に発信していく必要がある。また、社会教育委員が教育委員会の会議に出席して意見を述べる機会を得るなどして、社会教育委員の会議の意見を広く発信し、民意を施策に反映させていくことが大切である。

表2 市町社会教育委員会 会議回数の推移

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
会議の 平均開催 回数	2.3	2.3	2.3	2.4	2.5	2.2	2.3	2.2	1.8	1.8	1.9	1.9	2.0

※令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により会議開催回数が減少。なお、書面開催を含む。

資料提供：三重県社会教育委員連絡協議会

平成24～令和6年度「県・市町社会教育委員名簿・取組」

社会教育に関する情報

○県内情報

- ・ 三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課 TEL 059-224-3322
http://www.pref.mie.lg.jp/s_sports/edu/ci300063547.htm

- ・ 三重県生涯学習センター TEL 059-233-1151
県内の社会教育の推進に関する事例や研修に関すること
<https://www.center-mie.or.jp/manabi/>

○県外情報

- ・ 文部科学省 https://www.mext.go.jp/a_menu/01_1.htm
国の社会教育の推進について
- ・ 文部科学省「社会教育士」特設サイト
https://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/mext_00667.html
- ・ 文部科学省「学校と地域でつくる学びの未来」特設サイト
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/>
- ・ 国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター
<https://www.nier.go.jp/jissen/index.htm>
全国の実践事例、調査研究、研修等に関すること

教育基本法（抄）

（平成18年12月22日法律第120号）

前文 略

第1章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（教育の機会均等）

- 第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。
- 一 人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第2章 教育の実施に関する基本

第5条～第9条略

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

第14・15条略

第3章 教育行政 略

第4章 法令の制定 略

社会教育法（抄）

（昭和24年6月10日法律第207号）
〔最近改正〕 令和元年6月7日法律第26号

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（国の地方公共団体に対する援助）

第四条 前条第一項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。

（市町村の教育委員会の事務）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。

六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。

八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。

九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

十八 情報の交換及び調査研究に関すること。

十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務（以下「特定事務」という。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

（都道府県の教育委員会の事務）

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務

を行う。

一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。
二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。

三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。

四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。

五 その他法令によりその職務権限に属する事項

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

3 特定地方公共団体である都道府県にあつては、第一項の規定にかかわらず、前条第一項第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

（教育委員会と地方公共団体の長との関係）

第七条～第八条 略

（図書館及び博物館）

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

第二章 社会教育主事等

（社会教育主事及び社会教育主事補の設置）

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

（社会教育主事及び社会教育主事補の職務）

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

（社会教育主事の資格）

第九条の四～第九条の六 略

（地域学校協働活動推進員）

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

第三章 社会教育関係団体

（社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に

属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（文部科学大臣及び教育委員会との関係）

第十一条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

（国及び地方公共団体との関係）

第十二条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

（審議会等への諮問）

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

（報告）

第十四条 略

第四章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第十六条 削除

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第十九条 削除

第五章 公民館(第20・22・29・30・31条のみ抜粋)

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

第六章 学校施設の利用 略

第七章 通信教育 略

社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定める に当たって参酌すべき基準を定める省令

(平成23年12月1日 文部科学省令第42号)

〔最終改正〕平成25年9月10日 文部科学省令第25号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)の一部の施行に伴い、及び社会教育法(昭和24年法律第207号)第30条第2項の規定に基づき、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令を次のように定める。

(社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第18条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

(公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)

第2条 法第30条第2項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

【参考資料】

- ・ 栃木県社会教育委員協議会「社会教育委員のしおり」
- ・ 学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて 論点の整理」
(平成29年3月28日)
- ・ 文部科学省「学校地域協働活動の推進に向けたガイドライン」
- ・ 一般社団法人全国社会教育委員連合「改訂版 社会教育委員のための 一関係法令から読み解くー Q&A」
- ・ 中央教育審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」(平成30年12月21日)
- ・ 中央教育審議会生涯学習分科会「第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育 ～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～(令和2年9月)
- ・ 中央教育審議会生涯学習分科会「第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～(令和4年8月)
- ・ 中央教育審議会「次期教育振興基本計画について(答申)」(令和5年3月8日)
- ・ 教育振興基本計画(リーフレット)(令和5年6月16日)

社 会 教 育 委 員 の し お り

平成22年6月 初版発行

平成29年8月 改訂

平成30年6月 改訂

令和 元年6月 改訂

令和 2年6月 改訂

令和 3年6月 改訂

令和 4年4月 改訂

令和 5年5月 改訂

令和 6年5月 改訂

令和 7年5月 改訂

発 行 三重県教育委員会事務局

社会教育・文化財保護課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL 059-224-3322